

「東京防災」協定販売に係る事業者募集要項

東京都総務局では、「東京防災」協定販売（以下「協定販売」という。）を下記のとおり実施しますので、協定販売を希望する方は「東京防災」協定販売申請書（以下「申請書」という。）及び協定販売計画書（以下「計画書」という。）を提出してください。

1 協定販売の目的

都民の防災意識の向上を目的として作成された「東京防災」について、都民等が購入する際の利便性を向上させるために複数の事業者と協定を締結し、広く販売する。

2 協定販売の内容

売却物品	東京防災
売却予定数量	10万部
売却単位	100部を一単位とし、上限4,500部まで
1部あたりの売却価格	97円（税抜）に消費税を加えた価格
店頭等での販売価格	130円（税抜）に消費税を加えた価格
店頭等での販売開始時期	協定締結時に都が別途指定する
返品	不可

例：100部購入の場合 $97円 \times 100部 \times 1.1$ （消費税率10%）＝10,670円

※その他、詳細は別紙「東京防災」販売に関する協定書（案）を参照すること

3 「東京防災」の基本情報

重さ（1冊）	約290グラム
大きさ（1冊）	B6判・縦18.3cm×12.9cm×1.3cm
ページ数（1冊）	340ページ（表紙4ページ含む。）
製本	無線綴じ
価格表示等	価格・バーコード無、ISBNコード・JANコード無

4 申請者に必要な資格

法人または個人事業主であり、かつ、原則として首都圏（東京都及びその周辺の埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県を指す。）に販売箇所を1箇所以上有すること。ここでいう、販売箇所とは、常設の事務所を有し、会社名等を示す看板が当該支店等の入口などに設置され、社員等が勤務し、机、いす、電話などの必要な備品が備え付けられているなど、東

京都との協定履行が可能な機能を有するものとする。

5 協定販売の申込手続

(1) 申し込み方法

ア 受付期間 平成31年3月4日(月)から売却予定数量終了まで

イ 受付方法 下記ウ及びエについて、下記メールアドレス宛て提出すること。

<メールアドレス> S0000040@section.metro.tokyo.jp

★件名を『東京防災販売申請』としてください。

※メールによる提出が難しい場合は、下記提出先に持参により提出すること

<提出先> 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎11階南側

東京都総務局総合防災部防災管理課

ウ 申請書類 ①協定販売申請書 [別紙1]

②協定販売計画書 [別紙2]

エ 必要書類 <法人・商号登記をしている個人事業主>

財務諸表(写)等(法人の事業実績及び経営状況のわかるもの)

<商号登記していない個人事業主>

財務諸表(写)等(事業実績及び経営状況のわかるもの)または青色・白色申告書(写)

※財務諸表(写)、青色・白色申告書(写)を提出する場合は、申請日現在、確定している直近の決算年度のもので可

※メールによる提出の場合は、PDF形式にて添付すること

(2) 必要書類の省略

上記5(1)エについて、有効期限内の東京都の入札参加資格を持っている場合は、提出を省略することができる。ただし、入札参加資格受付票(写)を提出すること。

6 協定締結

東京都は申請書類等を審査後、申請者と協定を締結する。協定の有効期間は、協定締結日から、買い受けた「東京防災」の販売終了日までとする。

なお、審査の結果、申請者に必要な資格を有しないと判断した場合は、その旨電話又はメールにて申請者に連絡する。

7 「東京防災」の受け渡し

(1) 協定締結後、原則として一週間以内に、郵送等により売却物品を送付する。送付先は原則として都内1箇所とするが、複数箇所への送付も可とする。

(2) 送付に係る経費は、東京都が負担する。

(3) 売却代金の支払については、都の発行する納入通知書に定める納付期限内に納付すること。

8 東京都防災ホームページへの掲載

- (1) 協定締結後、原則として東京都防災ホームページ上に販売箇所（店舗）情報等を掲載する。
- (2) 「東京防災」の販売が終了した場合は、速やかにその旨を東京都に申し出ること。

9 再申請（追加購入）

「東京防災」の販売が終了し、再度、協定販売を希望する場合には、上記2売却予定数量終了まではこれを妨げない。

その申請の際は、上記5（1）エの提出を省略することができる。

10 その他

- (1) 申請書提出後、審査期間中において申請書の内容に関する説明や追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 申請書の作成等に要する経費は申請者の負担とする。
- (3) 申請は先着順に受け付けることとし、売却予定数量に達し次第終了とする。

【担当】

東京都総務局総合防災部防災管理課
新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎11階南側
03-5388-2452 内線25-114
S0000040@section.metro.tokyo.jp